埋蔵文化財発掘調査に伴う

工　事　積　算　基　準

令和 8 年 11 月

大 阪 府 教 育 庁 文 化 財 保 護 課

第１節　工事費の積算

１．適用範囲

この積算基準は、大阪府教育庁文化財保護課において埋蔵文化財発掘調査に伴う工事を請負施工に付する場合における、文化財独自の工事費積算に適用する。

本基準にない一般土木建設に類する工事は、大阪府都市整備部が定める建設工事積算基準を適用する。

また、工事費の積算の内、代価表の算定は施工パッケージ型積算に様式を統一する都市整備部の工事積算基準を使用する一般土木建設工種は国土交通省の施工パッケージ型積算方式標準単価表より算出する。

文化財独自の工種については、別途に公表する埋蔵文化財発掘調査 標準単価表（施工パッケージ型表現）により算出する。ただし、標準単価表（施工パッケージ型表現）に記載のない写真撮影用足場設置撤去工については、本工事積算基準により算出する。

※参考に積み上げ方式の歩掛（単価表）も記載しているが、端数処理等により標準単価表（施工パッケージ型表現）と誤差が生じている工種がある。

２．工事費の積算

２－１　請負工事の基本構成は、『建設工事積算基準』による。

２－２　直接工事費は、工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の 3 要素について積算するものとする。

２－３　間接工事費

（１）　現場管理費率

①　現場管理費率の算定は、原則として以下のとおりとする。

対象額	700 万円以下	700 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	②の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
	34.09	76.4	-0.0512	26.44

②　算定式

Jo=A×Np^b

Jo：現場管理費率（%）

Np：純工事費（円）

A,b：変数値

（注）Jo の値は、小数第３位を四捨五入して第２位とする。

施工地域・工事場所区分の補正について

一般建設工事とは施工内容が異なるため、補正値０．０％を採用とする。

（2）共通仮設費

① 共通仮設費は『建設工事積算基準』によるもののほか、共通仮設費率の算定は、原則として以下のとおりとする。

対象額	600 万円以下	600 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする。	②の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
	12.78	57.0	-0.0958	7.83

② 算定式

$Kr=A\times P^{b}$

Kr：共通仮設費率（%）

P：対象額（円）

A,b：変数値

（注）Kr の値は、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。

（3）共通仮設費積上げ分

① 営繕費

監督員詰所の計上に当たっては下記の計算式を標準とする。

なお、ここで言う監督員詰所は文化財保護課の監督職員並びに調査員が埋蔵文化財発掘調査の記録作業を行う施設を指す。

$Ek=A*(500*M+14{,}150)+t*M$　　Ek：監督員詰所に係る営繕費

A：建物面積（㎡）（調査区面積や想定出土遺物量により案件ごとに変化。）

M：月数　（必要月数を整数で計上する。）

t：次の項目に要する費用　$t=a+b$

a. 備品（事務机、会議机、椅子、ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ、保管庫、給湯器、エアコン、消火器、更衣ロッカー、電気設備、水道設備、ガス設備等）

備品損料　13,800 円/月

b. 備品以外の費用（トイレ男女別、２ドア冷蔵庫、カラー複合機等）

備品以外の費用は、特記仕様書または見積参考資料等にて示すとおり。

② 安全費

バリケード

基本的なバリケードは共通仮設費の率分に含まれるが、現場条件により別途に積み上げが必要な場合、バリケードは下に記載する仕様を標準とする。

施工歩掛

仮設ガードフェンス設置工（参考）　（100m 当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.30	
普通作業員		人	5.10	
ガードフェンス損料	1.8m×1.8m	台	56	1 台当り損料は別表による
諸雑費		式	1	

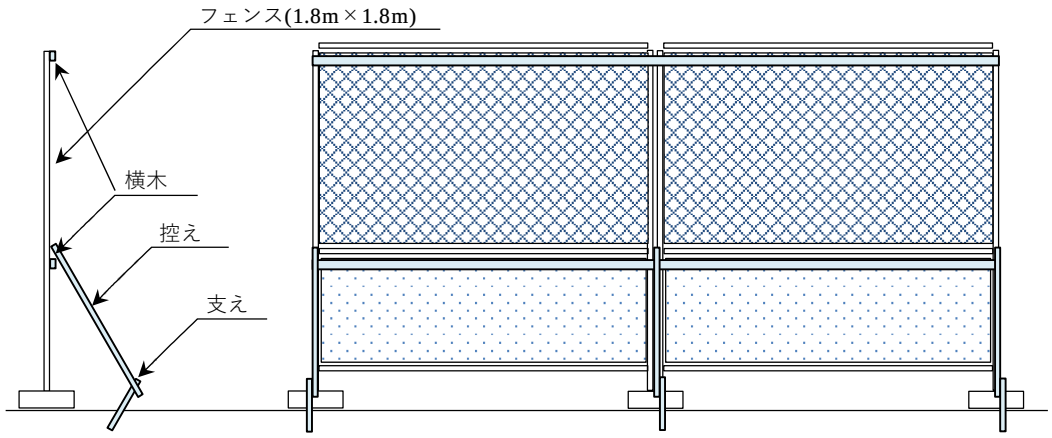
別表

期　　間	損料率（%）
3 ヶ月未満	１０
6 ヶ月未満	２０
1 年未満	３０
2 年未満	５０
3 年未満	７０

仮設ガードフェンス撤去工（参考）　（100m 当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.15	
普通作業員		人	2.55	
諸雑費		式	1	

【仮設用バリケードの設置例】



（４）一般管理費等率

① 一般管理費率の算定は、原則として以下のとおりとする。

前払金支出割合が 35％を超え、40％以下の場合

工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13％	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63％

③ 算定式

Gp=-5.21826×LOG(Cp)+60.08343(%)　　Gp：一般管理費等率（％）

Cp：工事原価（円）

（注）Gp の値は、小数第３位を四捨五入して第２位とする。

③ 補正を行う場合は以下のとおりとする。

契約保証金に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正値（％）
発注者が金銭的補償を必要とする場合 （工事請負契約書第４条を採用する場合）	0.04

第２節　土工

１．適用範囲

この積算基準は、大阪府教育庁文化財保護課の実施する埋蔵文化財発掘調査に伴う機械及び人力土工に適用する。

２．適用作業

本資料を適用する作業は次のとおりとする。

２－１　遺物包含層人力掘削

遺物包含層人力掘削とは、人力により遺物を含んだ土を層ごとに掘削し、小運搬、仮置きまたはベルトコンベヤに積込むなどの一連の作業をいう。

２－２　遺構検出

（１）遺構精査とは、スコップ、関東ジョレン、両刃鎌などを用いて人力により、遺構を検出する作業をいう。

（２）遺構掘削とは、人力により手バチ・両刃鎌・移植ゴテなどで遺構を掘削する作業をいう。

（３）遺構清掃とは、掘削した遺構を両刃鎌などで整える作業をいう。

２－３　埋戻工

本資料は、発掘調査の埋戻しにおいて標準外の機械を選定する場合に適用する。

埋戻し機械の選定は、搬入経路および調査区域の実状を検討の上決定する。

簡易埋戻工は、調査区を速やかに埋戻すことを主眼にしているため、調査区域内への侵入防止措置が行われている、又は引き続き本体工事が着手する場合にのみ適用する。

２－４　シート張り

遺構面及び法面保護にシートを設置し、作業の開始時にシートを撤去し作業の終了時に再設置を行い、土のうにより飛散防止対策等を施す作業をいう。

3．施工歩掛

3－1　土量の表示

歩掛の対象土量は、地山土量で表示する。

3－2　人力土工

1）発掘調査掘削（人力床掘）（参考）　（10m3 当り）

区分＼職種		土木一般世話役 (人)	普通作業員 (人)	摘　要
遺物包含層人力掘削		0.40	4.70	
遺構検出	遺構面精査	0.10	1.00	
	遺構掘削	0.05	1.00	
	遺構清掃	0.05	1.00	
合　計		0.60	7.70	

（注）上記の歩掛は、平地における通常の調査条件の場合であり、山地や低地の条件の場合は以下の補正を行う場合がある。

・補正率　山地　1.25

低地　0.90（1,000 ㎡以上で、かつ掘削深度が 2.0m を超える場合）

2）確認調査掘削（人力床掘）（参考）　（10m3 当り）

区分＼職種		土木一般世話役 (人)	普通作業員 (人)	摘　要
遺物包含層人力掘削		0.40	4.70	
遺構検出	遺構面精査	0.10	1.00	
	遺構掘削	－	－	
	遺構清掃	－	－	
合　計		0.50	5.70	

（注）上記の歩掛は、平地における通常の調査条件の場合であり、山地の場合は以下の補正を行う場合がある。補正率　山地　1.25

また、試掘調査掘削(人力床堀)については『建設工事積算基準』の人力掘削（床掘り）によるものとする。

３－３　埋戻工

１）簡易埋戻工（山積 0.45m3 級）（参考）　（100m3 当り）

名　　称	規　　格	数量	単位	摘　　要
特殊作業員		0.92	人	
特殊運転手		0.96	人	
バックホウ損料	山積 0.45m3 級 排対２次基準	6	時間	
振動ローラ賃料	ハンドガイド式 0.8～1.1t	1.32	日	
軽油	パトロール給油	56.4	ℓ	
諸雑費		1	式	

２）埋戻工（山積 0.28m3 級）（参考）　（10m3 当り）

名　　称	規　　格	数量	単位	摘　　要
特殊運転手		0.24	人	
普通作業員		0.70	人	補助労力
バックホウ損料	山積 0.28m3 級 排対２次基準	0.36	日	
軽油	パトロール給油	9.1	ℓ	
諸雑費		1	式	

３）埋戻工（山積 0.13m3 級）（参考）　（10m3 当り）

名　　称	規　　格	数量	単位	摘　　要
特殊運転手		0.47	人	
普通作業員		0.70	人	補助労力
小型バックホウ損料	山積 0.13m3 級 排対２次基準	0.65	日	
軽油	パトロール給油	10.3	ℓ	
諸雑費		1	式	

４）埋戻工（山積 0.13m3 級、タンパ併用）（参考）　（10m3 当り）

名　　称	規　　格	数量	単位	摘　　要
特殊作業員		0.53	人	
特殊運転手		0.47	人	
普通作業員		0.70	人	補助労力
小型バックホウ損料	山積 0.13m3 級 排対２次基準	0.65	日	
軽油	パトロール給油	10.3	ℓ	
タンパ賃料	60～80kg	0.85	日	
ガソリン	レギュラースタンド渡し	2.7	ℓ	
諸雑費		1	式	

３－４　シート張り

シート張り（参考）　（100m2 当り）

名　　称	規　　格	数量	単位	摘　　要
土木一般世話役		0.08	人	
普通作業員		0.82	人	
ブルーシート損料	3.6m×5.4m　#3000	6	枚	損料率 30%とする
土のう袋	ポリエチレン　62cm×48 ㎝	20	枚	
諸雑費		1	式	

遺構面及び法面の面積を対象とし、発掘調査一度に一回分計上する。

４．ベルトコンベヤ併用の調査掘削（人力床掘）

４－１　ベルトコンベヤは人力土工（調査掘削）によって生じた土砂を、調査区外に搬出するために使用する。

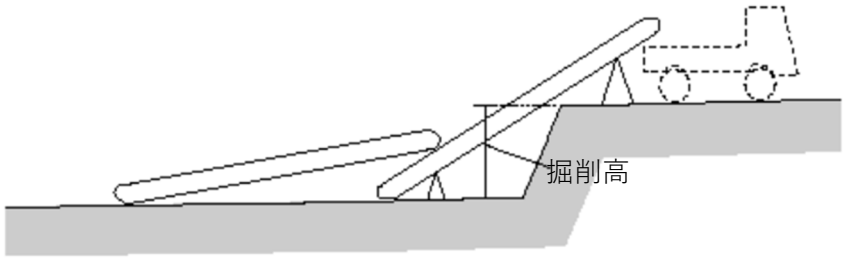
４－２　ベルトコンベヤの仕様

（１）ベルトコンベヤは、L＝７ｍ、ベルト巾＝350mm を基本とする。

（２）ベルトコンベヤは、モーター駆動とする。

（３）ベルトコンベヤの据付けは、２台一組を基本とする。
ただし、掘削高が概ね２ｍを超えた場合は、４台一組とする。

【 調査掘削時のベルトコンベヤ設置例 】



４－３－１ベルトコンベヤ運転（参考）　（１日当り）

名　称	規　格	単位	数　量		摘　要
			商用電力	発動発電機	
ベルトコンベヤ損料	長さ 7m 幅 35cm	日			1.0×台数
発動発電機賃料	（排対 2 次）	日	－	1.0	
特殊作業員		人	1.0	1.0	
軽油	パトロール給油	ℓ	－		
商用電源		kwh		－	

ベルトコンベヤの運転日当り運転時間は、６ｈ/日とする。

ベルトコンベヤと発動発電機の組み合わせは別表のとおりとする。

別表

ベルトコンベヤ	発動発電機
2 台一組	10.5/13kvA
4 台一組	13/15kvA

４－３－２ベルトコンベヤ併用人力掘削（参考）　（10m3 当り）

名　称	規　格	単位	数量	摘　要
土木一般世話役		人		３－２人力土工による
普通作業員		人		３－２人力土工による
ベルトコンベヤ運転	ポータブル モーター駆動７ｍ	日	1.3	４－３－１による
諸雑費		式	1	

第３節　排水工

１．適用範囲

この積算基準は、大阪府教育庁文化財保護課の実施する埋蔵文化財発掘調査に伴う遺構面排水に適用する。

２．適用作業

本資料を適用する作業は次のとおりとする。

２－１　遺構面人力排水

調査区にたまった水を、柄杓、スポンジ等により人力で調査区外へと排水する作業をいう。

２－２　水中ポンプ設置・撤去

調査区にポンプの設置場所を構築し、ポンプの設置・撤去を行う作業をいう。

歩掛は１調査区あたり１～５台のポンプを見込み、排水管、ホースの設置撤去を含む。

２－３　水中ポンプ運転

調査区にたまった水を電動ポンプで作業時または、常時排水を行う作業をいう。

３．施工歩掛

３－１　面積の表示

歩掛の対象面積は遺構面の面積で表示し、原則として最終遺構面の面積を一回分計上する。

３－２　遺構面人力排水

遺構面人力排水の歩掛は次表のとおりとする。

遺構面人力排水（参考）　（1,000 ㎡当り）

名 称	単 位	数 量
土木一般世話役	人	0.10
普通作業員	人	1.80

（注）水中ポンプ等による水替えが必要な場合は、別途計上する。

３－３　水中ポンプ設置・撤去

水中ポンプの設置・撤去は次表のとおりとする。

水中ポンプ設置・撤去（参考）　（1 調査区当り）

名　　称	規　　格	単位	数　　量
土木一般世話役		人	0.50
特殊作業員		人	0.10
特殊運転手		人	0.50
普通作業員		人	2.00
バックホウ賃料	標準型・クレーン機能付き 排出ガス対策 2 次基準 山積 0.28m3 ・吊能力 1.7ｔ	日	0.58
軽油	パトロール給油	ℓ	12.8
諸雑費		式	1

３－４　水中ポンプ運転

水中ポンプ運転（揚程５m）（参考）　（1 日当り）

名 称	規 格	単位	数　量			
			ポンプ口径５０㎜			
			作業時排水		常時排水	
			商用電力	発動発電機	商用電力	発動発電機
特殊作業員		人	0.14	0.14	0.17	0.17
水中ポンプ賃料	径 50 ㎜ 1 ヶ月未満（以上）	日	1.20	1.20	1.10	1.10
発動発電機賃料	3KVA　1 ヶ月未満（以上）	日	-	1.20	-	1.10
電力料金	臨時電力	kWh	1.87	-	5.61	-
ガソリン	レギュラースタンド渡し	ℓ	－	13.6	-	40.8
諸雑費		%	3	3	1	1

水中ポンプ運転（揚程１０m）（参考）　（1 日当り）

名称	規格	単位	数　量			
			ポンプ口径１００㎜			
			作業時排水		常時排水	
			商用電力	発動発電機	商用電力	発動発電機
特殊作業員		人	0.14	0.14	0.17	0.17
水中ポンプ賃料	径 100 ㎜　1 ヶ月以上	日	1.20	1.20	1.10	1.10
発動発電機賃料	10.5/13KVA　1 ヶ月以上	日	-	1.20	-	1.10
電力料金	臨時電力	kWh	17.29	-	51.86	-
軽油	パトロール給油	ℓ	-	12.8	-	38.4
諸雑費		%	3	3	1	1

第４節　準備工

１．適用範囲

この積算基準は、大阪府教育庁文化財保護課の実施する埋蔵文化財発掘調査に伴う準備工に適用する。

２．適用作業

２－１　写真撮影用足場設置および撤去

埋蔵文化財発掘調査の中で、調査区域を高所から写真撮影する足場の設置および撤去を言い、「手摺先行型枠組足場」を標準とする。

枠組足場は高さ１．７m、幅１．２m、長さ１．８mを標準寸法とし、長さ方向に２連、高さを３段又は５段又は８段に組上げて使用する。

１段当りは６．１２掛m2 となり必要とする段数を乗じて算出する。

２－２　高所作業車運転

埋蔵文化財発掘調査の中で、調査区域を高所から写真撮影する用途での高所作業車運用を言う。

３．施工歩掛

３－１　写真撮影用足場設置撤去工

３－１－1 写真撮影用足場設置撤去工（3 段 2 連）　　（1 基当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.29	
とび工		人	1.56	安全ネット有
普通作業員		人	0.24	
ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第３次基準値）25ｔ吊	日	0.26	
諸雑費率		%	31	安全ネット有

（注）ラフテレーンクレーンは賃料とする。

３－１―２ 写真撮影用足場設置撤去工（5 段 2 連）　　（1 基当り）

名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.49	
とび工		人	2.60	安全ネット有
普通作業員		人	0.40	
ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第３次基準値）25ｔ吊	日	0.43	
諸雑費率		%	31	安全ネット有

（注）ラフテレーンクレーンは賃料とする。

3－1―3　写真撮影用足場設置撤去工（8段2連）　　（1基当り）

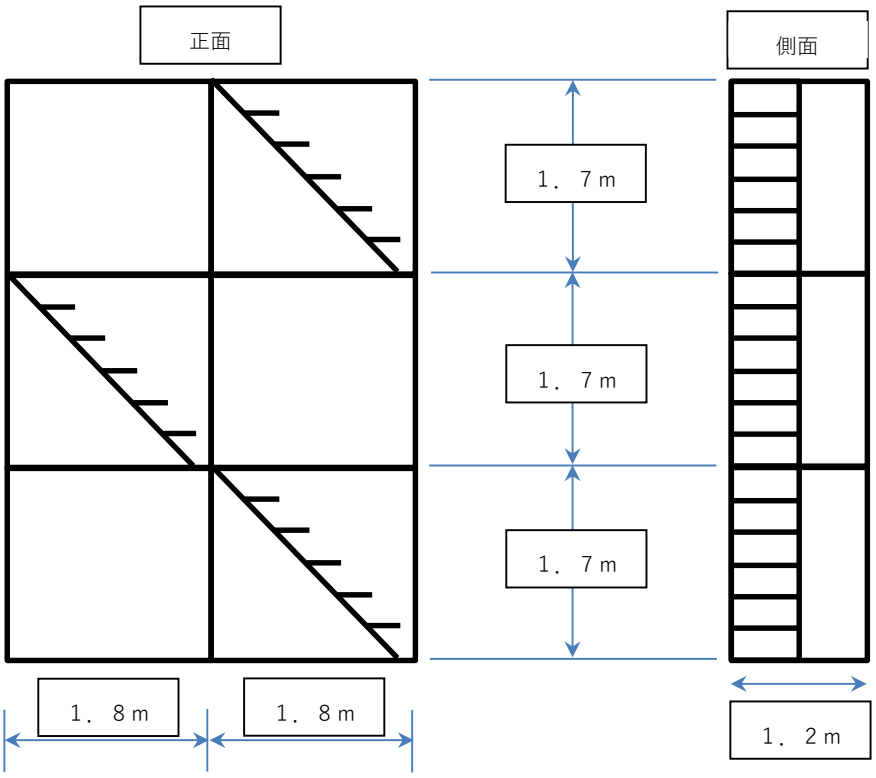
名　　称	規　　格	単　位	数　量	摘　　要
土木一般世話役		人	0.78	
とび工		人	4.16	安全ネット有
普通作業員		人	0.64	
ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第3次基準値）25ｔ吊	日	0.69	
諸雑費率		%	31	安全ネット有

（注）ラフテレーンクレーンは賃料とする。

3－2　高所作業車運転（参考）　　（1日当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
高所作業車賃料	作業床高8～10m、トラック架装リフト、バケット型	日	1.00	賃料
軽油	パトロール給油	ℓ	19.0	
一般運転手		人	1.00	

【写真撮影用枠組足場の設置例】



第５節　仮設工

１．適用範囲

この積算基準は、大阪府教育庁文化財保護課の実施する埋蔵文化財発掘調査に伴う仮設工に適用する。

２．適用作業

２－１　敷鉄板設置・撤去工

発掘調査において、軟弱地盤等により工事用車両の通行及び活動に支障がある場合の敷鉄板設置・撤去作業に適用する。

２－２　防塵シート設置・撤去工

発掘調査において、防塵シートによる粉塵対策が必要な現場における、防塵シートを設置・撤去作業に適用する。

なお、工事期間中 1 回のみ計上する。

２－３　立入防止柵工

発掘調査において、事業区域に設置されている立入防止柵（金網フェンス）の撤去と再設置に適用する。

３．施工歩掛

３－１ 敷鉄板設置撤去工（参考）

（100 ㎡当り）

名　　称	規　　格	単位	数　量	
			設置	撤去
とび工		人	0.10	0.10
普通作業員		人	0.30	0.20
ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第 1 次基準値) 25t 吊	日	0.10	0.10

敷鉄板賃料１枚当り単価表

名　　称	規　　格	単位	数量	摘　　要
敷鉄板賃料		枚・日		必要日数を計上
整　備　費		枚	1	必要な場合計上
不足弁償金		t		必要量を計上
諸　雑　費		式	1	

３－２ 防塵シート設置・撤去工　H=2.0m（参考）

（100m当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	
			設置	撤去
土木一般世話役		人	0.30	0.15
普通作業員		人	5.10	2.55
諸雑費		式	1	

３－３ 立入防止柵工

１）基礎ブロック撤去（参考）　（100 個当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	
土木一般世話役		人	0.55	
普通作業員		人	5.90	
諸雑費		式	1	

２）支柱撤去（参考）　（100 本当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	
土木一般世話役		人	0.40	
普通作業員		人	2.30	
諸雑費		式	1	

３）金網撤去（参考）　（100m当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	
土木一般世話役		人	0.30	
普通作業員		人	5.05	
諸雑費		式	1	

４）基礎ブロック再設置（参考）　（100 個当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	
土木一般世話役		人	1.10	
普通作業員		人	11.80	
諸雑費		式	1	

５）支柱再設置（参考）　（100 本当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	
土木一般世話役		人	0.80	
普通作業員		人	4.60	
諸経費		%	6.0	

６）金網再設置（参考）　（100m当り）

名　　称	規　　格	単位	数量	
土木一般世話役		人	0.60	
普通作業員		人	10.10	
諸雑費		式	1	